



一般社団法人
品川法人会
広報誌

No.
586

2023年
4月10日発行



目黒川沿いの桜

<https://www.shinagawa-hojinkai.or.jp>

法人しながわ

6月23日 通常総会に参加しましょう！

Contents

法人会ニュース	「新年賀詞交歓会・新春講演会開催される」……………	2
	「女性部会新年研修会開催される」他……………	3
組織委員会から	「会員増強運動 ご協力のお礼」……………	6
新入会員紹介	「22社が入会されました」……………	6
全法連から	「令和5年度 税制改正大綱」……………	8
税務コーナー	「電子納税証明書(PDF)がさらに便利に！スマホで請求！スマホで受取！」…	10
	「インボイス制度説明会の御案内」……………	11
事務局から	「会員優待制度加盟店紹介」……………	12
	「突撃訪問 ～このお店、どんなお店～」……………	13
話題の広場	「子どもが背負うもの」…ピッカピカの一年生には不釣り合い？…	14
都税だより	「インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ」……………	15
クロスマッス	「第69回ナンバープレース正解発表、第20回クロスマッス問題」…	16



品川法人会 HP は
左 QRコードより
閲覧できます

法人会

消費税期限内納付

推進運動

令和5年

新年賀詞交歓会・新春講演会

令和5年2月3日（金）午後4時～ 於：きゅりあん

第1部 新年賀詞交歓会



新年賀詞交歓会では、はじめに廣瀬品川法人会長の主催者挨拶があり、品川税務署長の中村守男様、品川区長の森澤恭子様、品川都税事務所長の平林宣広様からご来賓の祝辞をいただきました。

第2部 新春講演会

テーマ：「ウクライナ危機
その背景と国際的影響」

講師：廣瀬 陽子 氏（慶應義塾大学教授）



廣瀬氏を講師に迎えて

現在ウクライナで行われている戦闘はハイブリット戦争と呼ばれているもので、最近はイン

ターネット、SNSを使用して情報の拡散といったことが行われています。ロシアがハイブリッド戦争を行うのは低コストで行えるうえに、効果が高いからです。また、医療品の不足している地域に支援をすることも一種のハイブリッド戦争です。

ロシアがウクライナに侵攻した理由は、ウクライナがNATOに加盟するとロシアとNATOの接する国境がより増してしまうからです。NATOはロシアを仮想敵国としており、ウクライナが豊かになる光景をロシア国民が感じることで反プーチンの機運が高まってしまうことを恐れているのです。

今のウクライナへの侵攻は2014年のクリミア併合から始まったと考えるべきで、情報戦は2005年からすでに行われていました。その日以来、ウクライナでは反ロシアの機運が高まっていったそうです。

ウクライナは善戦していますが、世界に目を向けるとヨーロッパでは制裁で購入できないロシアの石油を「背取り」で入手したり、中国がロシアの物品を買いたたいたりなどの展開が発生しています。

廣瀬氏は最後に「ウクライナを支援しつつ、新しい秩序を作っていく必要があるのかもしれない」という言葉で講演を締めくくられました。



『DX（デジタルトランスフォーメーション）について学ぶ』～女性部会新年研修会～



講演の様子

令和5年2月1日(水)出席者34名にて、女性部会の新年研修会が船清に於いて開催されました。

第1部の研修会は税理士・公認会計士の糸井健太氏に『業務自動化から始める中小企業のDX攻略セミナー』というタイトルで、聞いたことはあっても実際

にはどういうものなのか把握がむずかしいDX（デジタルトランスフォーメーション）について講演していただきました。

現在人間が行っている業務をロボットに任せることにより業務時間の短縮や正確な処理が行えるようになる一方で、活用の方向を間違えてしまうとせっかく導入したロボットの性能を十分に活用できないこともあります。

そこで、いきなりすべての業務をロボットに任せるのではなく、自社に合った業務選択をし、宝の持ち腐れにならないように、ロボットに任せていくべきだと糸井氏はお話になりました。

その後船を乗り換え、お台場に向けて出発する船内で、宮田東子さんのバイオリンと浜崎佳恵さんのチェロによる演奏を聞きながらのお食事会で会話もはずみ、カラオケや部会員の踊りなどで大盛り上がりの女性部会新年研修会でありました。

記・写真 広報委員 伊藤 由美子



演奏中の宮田さん（左）と浜崎さん



お食事会はカラオケや部会員の踊りで大盛況でした



参加者で集合写真を撮りました

『印紙税の概要・実務を学ぶ』～印紙税研修会～

令和5年3月17日(金)品川法人会館に於いて、国税局で印紙税を担当されていた山端美徳税理士を講師に迎え「印紙税研修会」が開催されました。

印紙税は文書に対する課税とも言われ、税務調査の際に契約書や領収証等への印紙の貼り漏れを指摘される場合があり、課否判定が異なります。

その一方で、書面を用いない電子契約を結ぶ機会が増えてきていることも踏まえつつ、国税局勤務時の経験を交えながら、印紙税の概要や課否判定の考え方などを説明いただき、22名の参加者にとって大変有意義なものとなりました。



講師の山端美徳税理士



研修会の様子

令和4年度の支部税務研修会がすべての支部で開催されました

令和4年度の支部税務研修会は、品川税務署の大仲審理担当上席を講師にお招きし、17支部12回にわたり「インボイス制度Q&A」というテーマで研修が行われました。

開催日・支部名	出席者数
1/31 大崎	49
2/13 東大井	34
2/14 西品川	13
2/15 上大崎	24
2/16 大井東	12
2/20 大井西	20
2/21 東五反田	33
2/22 東品川・北品川	45
2/27 南品川東・南品川西	28
3/3 南大井南・南大井北	40
3/7 西五反田西北	18
3/8 西五反田・西五反田東・T O C	81



西品川支部



大井西支部



東五反田支部



東品川・北品川支部合同



南大井南・南大井北支部合同



西五反田・西五反田東・T O C 支部合同

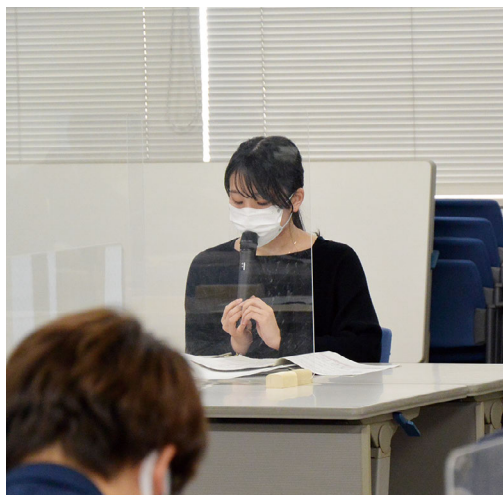
『インボイス制度の理解のために』 ～税制講習会～

令和5年2月17日(金)、品川法人会館に於いて税制講習会が39名出席で開催されました。

今回の税制講習会は令和5年10月より開始となるインボイス制度について、品川税務署法人課税第2部門の清水統括官および小野寺事務官にお越しいただき、解説をしていただきました。

最初に消費税のことにふれたのち、インボイス制度に対応している請求書を発行する場合、現在の請求書と異なる点や、インボイス制度に登録申請をするかどうかの判断方法などを小野寺事務官が解説されました。

また、あわせて清水統括官が「取引先が自社とどのような関係であるかという視点からも検討する必要がある」とも解説されていました。



解説される小野寺事務官



たくさんの方に参加いただきました

従業員の退職金準備は 東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- | | |
|-----|--------------------------------|
| その1 | 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます |
| その2 | 従業員のための退職金を計画的に準備できます |
| その3 | 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます |
| その4 | 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません |
| その5 | 退職一時金は退職所得控除の対象になります |
| その6 | ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます |
| その7 | 簡単な申込手順で加入できます |

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

○東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。

○所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

資料請求・
お問い合わせは

TTK

公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



会員増強運動の結果とご協力のお礼

入会は65社でした

日頃から法人会活動ならびに会員増強運動にご協力いただき感謝申し上げます。

令和4年度も3年度同様に新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じつつ、会員増強勧奨員、受託会社なども含めた皆様に可能な限りのご協力をいただいた増強活動の結果、65社の入会がありました。

なお、この会員増強運動に関する表彰は、令和5年6月開催の通常総会において行う予定です。また、会員増強運動に実績のあった皆様には、すでに記念品をお送りしております。

5年度も引き続き1社でも多くのお仲間を増やしたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

組織委員長 我妻 和芳

※令和5年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止が続いていた新入会員様向けに開催している「新入会員交流会」の開催を予定しています。対象となる方には別途案内をお送りいたします。

新入会員紹介

令和4年10月～12月

品川ブロック	住所	電話番号	業 種	勧奨者（敬称略）
① (株) INNOVATION WORLD C	東品川1-6-3	6433-1200	不動産業	
② 日網興産(株)	東品川2-2-20	3458-3607	労働者派遣業	品川法人会勧奨員
③ アラタカンパニー(株)	南品川2-9-14	3474-5975	港湾事業	(株)ヤマゲンコーポレーション 新井秀治 品川法人会勧奨員
④ (同) オンザワーフCC	南品川6-5-15	3474-2776	不動産賃貸	津止合金工業(株) 津止克明 品川法人会勧奨員
⑤ PASSIV ENERGIE(株)	北品川3-6-13	6433-2831	住宅用熱交換型換気システム製造販売	品川法人会勧奨員
⑥ (株) 楽	八潮5-6-29	3799-0810	沖縄不動産 集客支援 宿泊業 飲食業	品川法人会勧奨員

大井ブロック	住所	電話番号	業 種	勧奨者（敬称略）
① 行政書士 アテンダー国際法務事務所 ※	大井1-6-3	3778-3287	行政書士	アーバンホーム(株) 川東明夫
② (宗) 大井蔵王権現神社	大井1-14-8	3771-5288	神社	アーバンホーム(株) 川東明夫
③ (一財) 土佐幡多の会	大井4-10-1	090-2300-2010	林業、農業、漁業、飲食業(酒類の販売)等	品川法人会勧奨員

大井ブロック	住所	電話番号	業 種	勸奨者（敬称略）
④ (同)未来キッズ	大井4-10-3	6429-7300	保育所	品川法人会勸奨員
⑤ 濱川建設(株)	東大井1-2-9	6423-1909	建設業	日本ビル整備(株) 吉村義之 品川法人会勸奨員
⑥ (同)MUNI	東大井5-24-17	050-3561-1162	ヨガスタジオの運営	品川法人会勸奨員
⑦ フコクロジスティクス(株)	西大井1-15-9	044-276-9888	物流(引越サービス・不用品買取・引取)	品川法人会勸奨員
⑧ (有)ニッセイ企画	南大井4-20-10	6417-1371	ビルメンテナンス	日本ビル整備(株) 吉村義之 品川法人会勸奨員
⑨ 匠企画工房(株) ※	二葉4-16-3	6426-6312	建設業	(株)城南 澁澤地大
⑩ (株)NEW LIFE ※	大田区蒲田 1-2-19	080-3464-6700	物販コンサルタント	(株)生活浄化人 久保最希
⑪ WITH ※	大田区東馬込 1-49-4	5493-0276	飲食業	
⑫ 横須賀 文彦 ※				(有)黒澤プラネット 黒澤東男
⑬ 白倉 香苗 ※				(株)Teable 矢後真由美 品川法人会勸奨員

五反田ブロック	住所	電話番号	業 種	勸奨者（敬称略）
① (有)天一物産	上大崎2-17-4	3491-9631	不動産貸ビル賃貸業	品川法人会勸奨員
② (株)J & K コーポレーション	上大崎2-24-11	3491-3075	不動産賃貸業	品川法人会勸奨員
③ イスミ設備設計(株)	上大崎3-1-11	3442-2961	電気通信工事	

個人情報保護法施行のため、代表者名は省略させていただきます。

※は賛助会員としてご入会いただきました。

(個人でご入会の方は、住所・電話番号・業種の掲載を省略させていただいております)

新入会員に限り1回のみ無料で掲載しています。

新入会員

キセノンコーポレーションは輸出/輸入業務を含む海外でのビジネス展開をサポート致します。

法人・個人問わずご相談受け賜わります。



業務内容

- ・商談（含む翻訳）
- ・英文契約書作成
- ・外貨送入金業務
- ・輸入代行業務
- ・その他



キセノンコーポレーション LLC

お問合先：s.sakamaki@xenoncorp.tokyo

令和5年2月入会

令和5年度 税制改正大綱

－法人会の税制改正提言－

～中小企業向けの軽減税率や投資促進税制、経営強化税制の 2年延長、インボイス制度における各種特例措置など～

政府は、令和4年12月23日に令和5年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例期限の延長は実現され、インボイスについては影響が大きい改正となりました。また、NISAや相続時精算課税制度、電子帳簿保存法も改正され注目論点が多い年となっています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1) オープンイノベーション促進税制の見直し

対象となる特定株式について、発行法人以外からの購入により取得して議決権の過半数を有することになる場合まで拡大されました。従来の払込みによる場合の上限額は引き下げられています。

	払込みによる取得	発行法人以外からの購入
投資金額の下限額	大企業1億円以上 中小企業1千万円以上 海外企業5億円以上	5億円以上 海外企業は対象外
投資金額の上限額	50億円	200億円
特定事業活動の継続期間	3年	5年

(2) 研究開発税制の見直し

一般試験研究費の額にかかる税額控除制度については、下限を2%から1%に引き下げ、上限を10%から14%に引き上げ、適用期限は3年間延長されます。試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上乗せの特例の適用期限は3年間延長されます。

中小企業技術基盤強化税制については、増減試験研究費割合が12%を超える場合に引き上げられます。税額控除率の12%に、増減試験研究費割合から12%を控除した割合に0.375を乗じた割合を加算します。試験研究費割合が10%超の場合の上乗せ措置については従来通りです。

特別試験研究費に対する税額控除制度については、①対象となる特別試験研究費の額に、特別新事業開拓事業者との共同研究及び特別新事業開拓事業者への委託研究に係る試験研究費の額を加えられます。税額控除率は25%とされます。②対象となる特別試験研究費の額に、一定の要件を満たす新規高度研究業務従事者に対する人件費が含まれます。税額控除率は20%とされます。③対象となる特別試験研究費の範囲から、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費が除外されます。

(3) 中小企業等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例期限は2年間延長されます。

(4) 中小企業投資促進税制の見直し

中小企業投資促進税制については、コインランドリー等を利用した節税を除外して2年間延長されます。

(5) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特例

中小企業経営強化税制について、コインランドリー業(主要な事業であるものを除く)又は暗号資産マイニングを委託している場合などを除外して2年

間延長されます。

相続税・贈与税関係

(1) 相続時精算課税制度についての見直し

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、従来の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとなります。さらに、特定贈与者の死亡の際の相続税の課税価格に加算となる額は、基礎控除額を控除した残額とされます。

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の不動産について、災害等によって被害を受けた場合は、相続税の課税価格への加算となる価額は、贈与時の価額から被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます。

2024年分の贈与から適用されます。

(2) 生前贈与加算の期間の見直し

相続税の生前贈与加算される期間が、3年以内から7年以内に変更されます。なお、3年以内に贈与された財産以外については、財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が課税価額に算入されます。

2024年以後贈与により取得する財産から適用されます。

(3) 教育資金贈与の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、次の変更を加えて、適用期限が3年間延長されます。①贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、常に課税対象とされます。②受贈者が30歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税率が適用されます。③教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等が加えられます。2023年4月以後の教育資金について適用されます。

(4) 結婚・子育て資金贈与の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、受贈者が50歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税率が適用されることにした上で、適用期限が2年間延長されます。

2023年4月以後の贈与について適用されます。

所得税関係

(1) NISA制度の恒久化

NISA制度について、恒久化し、期限を撤廃しました。また、一般NISAとつみたてNISAを統合した上で、つみたて投資枠と成長投資枠が設けられます。なお、新NISA制度は2024年からとなり、2023年中は旧制度の適用となります。概要を比較すると次の通りです。

	つみたてNISA	一般NISA	新NISA
実施期間	2042年まで	2023年まで	2024年から恒久化
非課税保有期間	最大20年間	最大5年間	期限の制限なし
累計の非課税投資可能額	800万円	600万円	1,800万円 (内成長投資枠1,200万円)
年間投資可能額	40万円	120万円	つみたて投資枠120万円 成長投資枠240万円

ジュニアNISAは、2023年までで終了となります。新NISA制度は18歳以上が利用できます。

(2)極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

基準所得金額から3億3千万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、その年分の基準所得税額を超える部分について、所得税を課税する制度が創設されます。

基準所得金額とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額です。基準所得税額とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額です。なお、基準所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額及びNISA制度で非課税となる額は含まれません。

2025年から適用されます。

(3)エンジェル税制の改正

エンジェル税制については、投資した金額について、その年の株式の譲渡所得から控除できる部分については従来通りですが、株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。従来は課税の繰り延べだったものが20億円の非課税枠を設けた形です。

(4)特定中小会社設立時発行株式に関する控除制度

特定の中小会社の設立時に払い込んだ金額について、その取得をした年の株式の譲渡所得から控除できる制度が創設されます。また、その株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。エンジェル税制との選択適用となります。

(5)ストックオプションの改正

ストックオプション税制の株式の権利行使時期が、付与決議の日から2年超かつ10年以内から、2年超かつ15年以内に延長されます。

消費税関係

(1)売上税額の2割で消費税を計算できる特例

免税事業者が登録申請した場合、インボイス制度導入後3年間は、8割の仕入税額控除が認められます。つまり、売上税額の2割だけを納税することになります。

(2)1万円未満にはインボイスを不要とする特例

基準期間の課税売上高1億円以下又は特定期間の課税売上高5千万円以下である事業者が、インボイス制度導入後6年間の課税仕入について支払対価が1万円未満である場合には、帳簿のみの保存で税額控除が認められます。

(3)適格返還請求書の交付義務の免除の特例

売上に係る対価の返還が税込み1万円未満の場合は、適格返還請求書の交付義務が免除されます。

事実上、振込手数料料分の値引きに対する特例です。

(4)登録申請書の提出期限の変更

2023年10月1日から登録したい場合に、2023年3月末までに申請が必要という取り扱いが事実上なくなります。

国際課税

(1)グローバル・ミニマム課税への対応

特定多国籍企業グループ等に属する法人に対して、国際最低課税額に対する法人税を課税する仕組みを創設します。2024年4月以後開始する対象会計年度から適用されます。

(2)外国子会社合算税制等の見直し

外国子会社合算税制について、特定外国関係会社の税負担割合が27%以上(現行は30%以上)である場合には適用が免除されることとなります。2024年4月以後に開始する事業年度から適用されます。

(3)非居住者のカジノ所得の非課税制度の創設

非居住者の2027年から2031年までの間の課税所得については所得税を課さない取扱いが創設されます。

納税環境整備

電子帳簿保存制度に関して見直しを行います。①過少申告加算税の軽減対象となる優良な電子帳簿の範囲について明確化されます。2024年1月以後に申告期限等が到来する国税に適用されます。②スキャナ保存制度について、解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件は廃止されます。記録事項の入力者等に関する確認要件が廃止されます。相互関連性要件については、契約書・領収書等の重要書類に限定されます。2024年1月以後に保存が行われる国税関係書類に適用されます。③電子取引について、判定期間における売上高が5千万円以下である保存義務者と電磁的記録の出力書面を用意し、かつ電磁的記録を行う者については、検索要件の全てを不要とします。2024年1月以後に行う電子取引について適用されます。

防衛力強化に係る 財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、2024年以降の適切な時期を施行時期として、2027年度までに段階的に実施されます。

①法人税額に対し、税率4～4.5%の付加税を課することとされます。ただし、課税標準となる法人税額から500万円が控除されます。②所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課することとし、一方で、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間が延長されます。③たばこ税については、一本あたり3円の引上げが、段階的に実施されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.aida-office.jp/>

東京法人会連合会

電子納税証明書(PDF)が さらに便利に! スマホで請求! スマホで受取!

電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からe-Taxを使って
請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

電子納税証明書(PDF)の請求から受取まで新たにスマホでもできるようにしました!

電子納税証明書(PDF)のメリット!

- ✔ **メリット01** 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます!
- ✔ **メリット02** **手数料がおトク!** (1税目1年度あたり370円)
※画面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- ✔ **メリット03** 期限内であれば、**書面として何枚でも印刷してお使いいただけます!**
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
- ✔ **メリット04** 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度でも**お使いいただけます!

簡単な3ステップ 請求から受取までの流れ

1 自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン
「納税証明書の交付請求(電子交付用)」
を選択

iPhoneの方はこちらからログイン

<https://www.e-tax.nta.go.jp/sp/index2.html>

Androidの方はこちらからログイン

<https://www.e-tax.nta.go.jp/sp/index3.html>

2 電子申請

納税証明書の請求データを作成
マイナンバーカードを読み込んで
電子署名を付与



3 電子発行・受取

メッセージボックスに手数料の案内が
格納されます。インターネットバンキング
で手数料納付後、納税証明書データ
をダウンロードできるようにします



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)の
マイナンバーカードが必要です。
スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、
本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

国税庁 国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>

詳しい
手続きは
こちらから▶

読み取れない場合はこちらから
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

他にもまだある 納税証明書の 便利な請求 & 受取方法!!

納税証明書の請求にはe-Tax を使ったオンライン請求が便利です。是非ご利用ください。



オンライン請求の手順 (税務署窓口で受け取る場合)

① 自宅やオフィスで請求

- ▶ パソコンをご利用の方は、e-Taxソフト(WEB版)から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略)」を選択して作成してください。
(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。
- ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。)



② 税務署窓口で本人確認

- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類 (運転免許証など) 及び個人に係る請求の場合には、番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類 (運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には、本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
- ▶ 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。詳しくは、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

③ 手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は
現金で手数料を納付します。

※手数料がおトクです。
1税目1年度1枚370円
画面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

④ 納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。
詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。

※事前に電子証明書(マイナンバーカードなどの取得が必要)が必要です。パソコンの場合はICカードリーダーの購入が必要場合があります。

※インターネットバンキングやATMなどからページーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

R4.9



ここからは、税務署窓口での手続です。

インボイス制度説明会の御案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が実施されます。適格請求書(インボイス)を発行できる「適格請求書発行事業者」の登録を、制度が始まる令和5年10月1日から受けるためには、課税事業者であっても登録申請する必要があります。登録申請手続の受付は令和3年10月から開始されています。

1 内容

- 消費税の基本的な仕組み、インボイス制度の概要
- 参加受付は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきます。
開催日の前日(土日祝を除く)までに下記連絡先まで電話予約してください。
なお、定員に達した時点で受付を終了させていただきますので、予めご了承下さい。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって開催を中止する場合がございます。

2 説明会の日程

開催日時		開催場所・定員	連絡先	課税事業者向け	免税事業者向け	説明会の内容 留意事項
R5.4.6(木)	15:45～16:45	品川区南品川2-7-6 品川法人会館(2階会議室) 10名	品川税務署 法人課税第2部門 03-3443-4171(代表)	○		【内容】 課税事業者向け →制度の概要 免税事業者向け →消費税の仕組み 制度の概要 【要事前予約】 開催日の前日(土日祝を除く)までに電話予約してください。
R5.4.25(火)	10:00～11:00	港区高輪3-13-22 品川税務署(3階大会議室) 各20名			○	
	14:00～15:00					
R5.5.11(木)	15:45～16:45	品川区南品川2-7-6 品川法人会館(2階会議室) 10名		○		
R5.5.16(火)	10:00～11:00	港区高輪3-13-22 品川税務署(3階大会議室) 各20名			○	
	14:00～15:00					
R5.5.25(木)	15:45～16:45	品川区南品川2-7-6 品川法人会館(2階会議室) 10名			○	
R5.6.8(木)	15:45～16:45	品川区南品川2-7-6 品川法人会館(2階会議室) 10名		○		
R5.6.13(火)	10:00～11:00	港区高輪3-13-22 品川税務署(3階大会議室) 各20名			○	
	14:00～15:00					
R5.7.4(火)	15:45～16:45	品川区南品川2-7-6 品川法人会館(2階会議室) 10名		○		
R5.7.18(火)	10:00～11:00	港区高輪3-13-22 品川税務署(3階大会議室) 各20名			○	
	14:00～15:00					
R5.7.27(木)	15:45～16:45	品川区南品川2-7-6 品川法人会館(2階会議室) 10名			○	



品川税務署

会員優待カードを提示すると大変お得なサービスを提供していただけるお店・企業を当誌にて順次紹介しております。
今回は東大井にあります「バランスケアラボ」さんを紹介させていただきます。

【バランスケアラボ】

バランスケアラボ

腰・膝・足関節などの

その痛み…

足元に原因があるかもしれません！



BALANCECARE Lab.

品川法人会会員様
ご優待券

カウンセリング料金
1,000円引き

“東芝病院”に23年間勤務していた実績経験豊富な理学療法士が、歩くための“靴合わせ”
と“バランスケアアーチサポートインソール”で問題解決します！



ご予約は“バランスケアラボ”まで <https://balancecarelabo.com/>

住所：品川区東大井5-17-6-701 TEL:03-6317-8832 info@balancecarelabo.com

会員優待制度 加盟店舗・企業について



- ◆QRコードを読み取りますと、品川法人会ホームページ
<<https://www.shinagawa-hojinkai.or.jp/yutai>>にて優待加盟店リストをご覧いただけます（お使いの機種によっては表示されない場合がございます）。
- ※優待制度の詳細、ご不明な点につきましては直接加盟店にお問い合わせください。
- ※メンバーズカードを紛失された場合は、再発行いたしますのでお申し出ください（実費100円負担）。

・会員優待制度について

- ◆品川法人会会員の皆様が優待制度店舗様・企業様等において会員優待カード(下)を提示することにより、割引等の優待サービスを受けることができる制度です。

≪会員優待カード≫



- ◆優待制度加盟店舗には、このステッカーが貼ってあります。



突撃訪問 ～このお店、どんなお店～

このコーナーでは品川法人会に入会されている企業・店舗をアトラダムに訪問し、お仕事の内容やサービスをご紹介します。

今回は大井の「メガネサロンイッセイ」さん、南大井の「だら毛」さんをそれぞれ訪問しました。

メガネサロンイッセイ



3月22日(水)に訪問した「メガネサロンイッセイ」さん(大井1-21-3)は1987年大井町に店舗を構え、本物の、本当のメガネ専門店として営んでまいりました。

店内には加工ルームがあり、商品、視力検査、フィッティング、アイケアと一貫したサービスを提供しております。

城南地区で唯一取り扱いのある「シルエット(オーストリア製)」や品川区ではメガネサロンイッセイのみの「リンドバーク(デンマーク製)」、フランスの個性派「アンバレンタイン」、カルティエなどの他に18金フレーム、鱈甲(べっこう)、バッファローホーン……国産はマツダコレクションを始めとする福井県鯖江市の最高峰のメガネが店頭に並んでいて、同じモデルを使用する政治家や芸能人もいらっしゃるということです。また、メガネだけでなく補聴器も扱っています。 記・写真 広報委員会管掌副会長 大石 哲也



下町かっぽう だら毛



「品川法人会員優待制度」にご協賛いただいている大森駅から徒歩2分、創業45年の下町かっぽう「だら毛」さん(南大井6-28-2)に3月7日(火)に突撃訪問しました。

創業したころは名物女将の石橋孝子さんが1人で切り盛りしていましたが、昭和61年(1986年)からは1階から4階までの大きな店舗となり、カウンター席からテーブル、個室、大宴会場までニーズに合わせてご利用できます。

料理はしゃぶしゃぶから居酒屋料理まで豊富なメニューです。突撃訪問した日は先付けにはじまり「名物 櫻井店長の肉じゃが」、「さし盛」、「串盛り」、「だし巻きたまご」、「ふぐのから揚げ」を注文し、どれも美味しくいただきました。特に肉じゃがはジャガイモやニンジンが大きくカットされていますが、中まで味がしみ込んでいておすすめです。

パブルのころは会社の接待などで使われていたそうですが、今では地元の人々に愛されるお店となっています。



品川法人会皆川副会長と
名物女将、石橋孝子さん

「だら毛」の由来

仏教の曼荼羅からきている言葉です。曼荼羅はお釈迦様がついに到着した悟りの世界をいいますが、そのお釈迦様より毛が3本足りないことを「だら毛」といいます。つまり私ども愚かで可愛くもある普通の人間のことをいうのだそうです。昼間は仕事でどんなに偉い方でも、お店に入りましたら毛を3本抜いていただいて、ただの人となって存分にお酒を酌み交わしていただきたいという願いが込めて「だら毛」という店名にしました。

記・写真 広報委員会副委員長 辻井 祐幸

突撃訪問先、募集中!

法人しながわ584号からスタートした「突撃訪問」は、品川法人会に入会されている企業・店舗を正会員・賛助会員問わず広報委員がアトラダムで訪問・取材し、会報誌に掲載するコーナーです。

広報委員会は現在、突撃訪問させていただける品川法人会員様を募集しています。ご希望される方は、品川法人会事務局までご連絡をお願いいたします。

企業・店舗決定、
日程調整



訪問・取材



取材を編集し、
会報誌に掲載

※訪問先は広報委員会にて決定させていただきます。

※掲載号の指定はできかねます。

連絡先: 品川法人会事務局 3474-7449 天野^{あまの}まで

メール (contact-4579@shinagawa-hojinkai.or.jp) でのご応募もお待ちしております。



話題の広場

子どもが背負うもの ピッカピカの一年生には不釣り合い？

時代や世相が変わっても、新一年生が背負うのは今もやはりランドセルだが、それはいつからそうなり、これからどうなっていくのか。

新小学一年生の保護者のみなさま

ご入学おめでとうございます。

新品のランドセルを背負ったお子様の後姿を眺めて、目を細められた方も多いことだろう。背中をすっきり隠してしまう、小さな体には大きすぎるようなランドセルには、教科書やノートと一緒にたくさんの夢が詰まっているのだろうか。

今は大きすぎるランドセルが、やがて体に合い、そして小さくなって行って、ついにはお役御免になるまで、健やかに育ち、成長して行ってほしいと願うばかりである。



そもそもランドセルって何語？

「ランドセル」の語源だが、幕末期に幕府が軍制を洋式化する際に、その装備品としてオランダからもたらされた背囊（はいのう）のオランダ語「ransel」の読み「ランセル」がなまって「ランドセル」になったとされている。背囊とはリュックサックやナップサックなどの、いわゆるバックパックのことだ。

この軍用の背囊が通学鞆として利用されるようになるのは、明治時代に官立の規範小学校として開校した学習院初等科を起源としているという。馬車や人力車に乗り、召使に学用品を持たせることを「教育の場での平等」の理念から良しとせず、生徒自身が学用品をもって通学することをこの学校が定めたことにより、通学鞆としてランドセルが導入された。

革を使った高級品であるランドセルは、はじめは都市部の富裕層の間でのみ用いられた。地方や一般庶民の間ではしばらく普及せず、風呂敷や布製のショルダーバッグが主流だった。全国に普及したのは昭和30年代以降の高度成長期で、人工皮革が登場したころだと言われている。

雑な扱いにも耐えます

市販されているランドセルは6年間の保証付きになっているものが多い。早く遊びたくて家に帰るなり放り投げたり、椅子の代わりに座ったり、雑に扱ったことを思い出される方も多いだろう。その極めて丈夫な造りには感心するばかりだ。

小学生も高学年になると洒落っ気が出てきて、ランドセル以外の鞆を持つのがカッコよく見えたりしたものだが、ランドセルが壊れてくれないので仕方なく6年間使うことになって、少し残念に感じていたことを思い出す。

色とりどり

昭和の昔は、ランドセルの色と言えば男子は黒、女子は赤と決まっていた。誰に強制されるわけではないが（暗に強制されていたようにも思うが）、そうと決まってしまうていた。

現代も男子は70%が黒、15%が紺という保守的な傾向が強いが、女子は赤とピンクと紫がそれぞれ20%前後を占めており、比較的自由に選ばれている感がある。

多様化の時代にあって「男子はこうあるべき」「女子はこうあるべき」といった価値観の押し付けはナンセンスだ。ジェンダーも決めつけるべきではない。子供たちの自由な感覚で、好きな色を選んでほしいものだ。



背負う重さ

小学生がランドセルに入れる荷物の重さは、6年間の平均で4.7kg、1年生でも3.6kgにもなるという。ランドセルの重さを1.3kgとすると、小さい体で5kg近い荷物を背負って歩いていることになる。

この重さが負担となって肩や腰に痛みを感じ、またその痛みや負担が精神的な負担に転じて通学が憂鬱になってしまうことがあり、これが「ランドセル症候群」と呼ばれている。

この負担を軽くすべく、キャリーケースのように引いて運べるようにするものを小学生が発明し、話題になった。画期的な発明だが、批判的な意見も多かった。

小学生の荷物を減らすためにはほかにも方法がある。すべての学用品を毎日持ち運びせず、ある程度の教材を学校に置いておくことや、紙の教材を減らしてデジタル化することなどが考えられる。しかしそれらにも、「頭の固い大人」や「既得権益者」の反対意見が付いて回り、なかなか実現できない。

子どもたちが背負うべきものは、無駄に重い荷物ではなく、彼ら自身の未来でなくてはならない。どんなものでも、大人が無理やり背負わせてはいけないのではないだろうか。

記 鈴木 克博

ー都税についてのお知らせー

インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産、自動車	不動産等
	令和5年4月18日(火)13時～令和5年5月9日(火)23時	
入札期間	令和5年5月16日(火)13時～ 令和5年5月18日(木)23時	令和5年5月16日(火)13時～ 令和5年5月23日(火)13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできます。 インターネット公売(動産、自動車、不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車の下見会については、下記ホームページをご確認ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問い合わせ先	主税局徴収部機動整理課公売班 (03-5388-3027)	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html

主税局 メールマガ

検索

6月までの主な行事

日程	時間	行事	場所
5/18(木)	16:00	源泉部会定時総会	品川法人会館
5/24(水)	11:30	女性部会定時総会	きゅりあん
5/26(金)	17:00	青年部会定時総会	きゅりあん
6/23(金)	16:00	第57回通常総会	きゅりあん

※新型コロナウイルス感染防止の観点から、開催予定の行事が中止・延期となる可能性があります。予めご了承ください。

〈お詫び〉

前号(No585)2ページ目、青年部会Kids Work Tax贈呈式の写真のキャプションで氏名に誤りがございました。訂正してお詫び申し上げます。

【誤】報告をする伊藤税制部長

【正】報告をする伊東税制部長

編集後記

WBCで日本代表が世界一となり、大谷選手や育ての親の栗山監督が注目されましたが、ヘッドコーチの「白井一幸さん」があまり報道されないことが少し残念です。

栗山監督も白井さんがヘッドコーチ就任を承諾しなければ代表監督の打診をお断りしたというほど絶大な信頼を置き、日本ハムファイターズ時代にともに監督とコーチの関係でリーグ優勝を成し遂げた戦友でもあります。

実は白井さんは2018年に品川法人会青年部会の経営研修会で講師としてお招きしたことがあり、演目「一流の組織の作り方!」の中で私の心にも深く残っているフレーズがあります。

- ・チームビルディングに必要な3大要素
 1. 「ナンバーワン」になることをチーム全員が強い意志をもつこと(裏方も含め)
 2. 「役割」と「責任」をそれぞれが果たすこと
 3. できないやつを見て見ぬふりをしないこと
- ・リーダーに必要な3つの信条
「信じる」「任せる」「感謝する」

講演以来、この信条を自らの指針として心がけております(できませんが…)

白井さん、およびすべての関係者のみなさま、感動をありがとうございました。

記 新井 秀治

◆令和5年2月28日現在 会員数 2,293 社

お客様応援企業をめざす

城南信用金庫



営業部本店 ☎03-3493-8111 ……〒141-8710 品川区西五反田7-2-3
品川 ☎03-3471-3171 ……〒140-0004 品川区南品川1-4-25
大井 ☎03-3774-1051 ……〒140-0014 品川区大井1-6-10
荏原 ☎03-3786-1131 ……〒142-0054 品川区西中延1-4-16
大崎 ☎03-3491-8771 ……〒141-0032 品川区大崎2-6-11
西大井 ☎03-3773-8511 ……〒140-0015 品川区西大井1-3-3-101
立会川 ☎03-3298-3341 ……〒140-0013 品川区南大井4-6-1

さわやか信用金庫



経営者のみなさま
お悩みごとはございませんか?
お気軽にご相談ください。



第20回『クロスマッス』

今回の問題は、クロスマッスです。皆様のご応募お待ちしております！

以下のルールに従ってクロスマッスを解き、A～Cのマスに入った数字を順に答えてください。

正解者の中から抽選で5名の方に
クオカード1000円分をプレゼント！

	-		+	A	=	2
÷		+		×		
	+	B	-		=	0
×		-		-		
C	+		+		=	23
=		=		=		
20		2		3		

ルール

- タテ3列、ヨコ3列のすべての等式が成立するように、マスに1～9の数字を1つずつ入れる。
- 計算は×÷を優先することなく、ヨコは左から右、タテは上から下の順に行う。
解けたらABCのマスに入った数字を順に答えてください。

A	B	C

出題 西尾 徹也

応募方法

◆郵便はがきに①クイズの答え②郵便番号③自宅住所④氏名⑤法人名⑥連絡先電話番号⑦当誌に対するご感想を明記の上、〒140-0004 東京都品川区南品川2-7-6 一般社団法人品川法人会事務局までお送り下さい。なお、締め切りは2023年4月28日（金）＜消印有効＞とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。たくさんのご応募、お待ちしております。

585号 第69回 ナンバープレース 正解発表

6	7	9	8	5	4	3	1	2
8	5	3	1	9	2	4	6	7
4	1	2	6	3	7	8	5	9
2	8	5	7	1	9	6	4	3
3	9	4	5	6	8	2	7	1
1	6	7	2	4	3	9	8	5
7	3	6	9	8	5	1	2	4
9	2	8	4	7	1	5	3	6
5	4	1	3	2	6	7	9	8

こたえ

A	B	C	D
2	9	2	5

応募総数 23 通
正解者数 21 通

■厳正な抽選の結果、下記の方々にクオカードをお送りいたします。おめでとうございます。

支倉 逸人 ホマー口支倉
渡辺 政紀 渡辺駐車場
滝澤 孝 (株)大

小林 一生 (名)ももたろ
譲原はるみ (有)大榮不動産
【順不同、敬称略】

次回の第587号は、2023年7月に
発行となります。